

平成 10 年 10 月 27 日

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令について

〔(10月) 通商産業省〕

## 1 改正の趣旨

安全保障上の観点から国際的な輸出管理を行っている国際レジームの一つである MTCR (Missile Technology Control Regime: ミサイル関連機材・技術輸出規制) での規制品目見直しを踏まえ、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出について、通商産業大臣の許可を要することとする内容を内容とする輸出貿易管理令の改正を行うもの。

## 2 改正の概要

外国為替及び外国貿易法第 48 条第 1 項に基づく輸出貿易管理令別表第 1 の 4 の項及び 16 の項を改正し、「チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼」の輸出について、通商産業大臣の許可を要することとする。

.....  
〔政令第 359 号(11月5日)〕

## 輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法(昭和 24 年法律第 228 号)第 48 条第 1 項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)の一部を次のように改正する。

別表第一の 4 の項(15)に次のように加える。

5 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

別表第一の 16 の項(16)の次に次のように加える。

(16の2) チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

附 則

この政令は、平成 10 年 11 月 12 日から施行する。

.....

〔通商産業省令第 83 号〕

輸出貿易管理令(昭和 24 年政令第 378 号)別表第一の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成 10 年 11 月 5 日

通商産業大臣 与謝野 馨

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(平成 3 年通商産業省令第 49 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第十六号に次のように加える。

ト チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼であって、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一) 次の 1 及び 2 に該当するもの

1 クロムの含有量が全重量の 17 パーセント以上 23 パーセント以下で、かつ、ニッケルの含有量が全重量の 4.5 パーセント以上 7 パーセント以下のもの

- 2 オーステナイト組織を示す部分が全体積の10パーセント以上のもの  
(二) 次のいずれかに該当するもの

1 塊又は棒であって、寸法の最小値が100ミリメートル以上のもの

2 シートであって、幅が600ミリメートル以上で、かつ、厚さが3ミリメートル以下のもの

3 管であって、外径が600ミリメートル以上で、かつ、厚さが3ミリメートル以下のもの

第14条の2第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 チタンにより安定化されたオーステナイト・フェライト系ステンレス鋼

附 則

この省令は、平成10年11月12日から施行する。

輸出注意事項10第39号・平成10・10・28貿局第1号  
平成10年11月5日

資料4

「輸出貿易管理令の運用について」の一部改正について

「輸出貿易管理令の運用について」(昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号)の一部を下記のように改正し、平成10年11月12日から実施する。

記

1 - 1の(7)の(イ)の次の表3の2の項中

「

|       |              |  |
|-------|--------------|--|
| 生ワクチン | 医療用のワクチンを含む。 |  |
|-------|--------------|--|

」

を

「

|      |              |  |
|------|--------------|--|
| ワクチン | 医療用のワクチンを含む。 |  |
|------|--------------|--|

」

に改め、

「

|     |                                |  |
|-----|--------------------------------|--|
| リシン | トウゴマ(ヒマ)の種子に含まれる植物性毒素タンパク質をいう。 |  |
|-----|--------------------------------|--|

」

を削る。

1 - 1の(7)の(イ)の次の表4の項中

「

|        |  |
|--------|--|
| ガラス転移点 | A S T M規格D - 4065の乾式法又は同等の国家規格で、周波数1ヘルツ、昇温速度毎分2度により測定されるものとする。 |
|--------|--|

」

の次に、

「

|                 |  |
|-----------------|--|
| オーステナイト組織を示す部分が | A S T M規格E - 1181 - 87又は同等の国家規格によって測定されるものとする。 |
|-----------------|--|

」

|                      |   |
|----------------------|---|
| 全体積の10パーセント以上のもの     |   |
| 寸法の最小値が10ミリメートル以上のもの | 100mm × 100mm × 100mm以上の直方体をつることができるもの。 |

を加える。

1 - 1の(7)の(イ)の次の表16の項中

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| 電気制動シャッターであって、カーセル又はポッケルスセルを用いたもの | 2の「電気制動シャッターであって、カーセル又はポッケルスセルを用いたもの」の解釈に同じ。 |
|-----------------------------------|--|

を  
「

|                                   |                                       |
|-----------------------------------|---------------------------------------|
| 電気制動シャッターであって、カーセル又はポッケルスセルを用いたもの | 2の「カーセル又はポッケルスセルを用いた電気制動シャッター」の解釈に同じ。 |
|-----------------------------------|---------------------------------------|

に改める。